

特別寄稿

## 生活賃金運動の問題提起

みやさか じゅんいち  
宮坂 純一

奈良産業大学経営学部・教授

- 1．はじめに
- 2．生活賃金キャンペーンの展開
  - 2 - 1 ボルチモアの生活賃金条例
  - 2 - 2 生活賃金キャンペーンの拡大
- 3．生活賃金キャンペーンに対する反応
  - 3 - 1 生活賃金批判論
  - 3 - 2 生活賃金批判への反批判
- 4．生活賃金運動が提起していること

### 1．はじめに

20世紀の初期アメリカの労働世界に「ひとつの」大きな転換期があった。時期を明確に特定することは難しいが、それは、アメリカ労働運動思想史の専門家の認識に従えば、南北戦争(1861 - 65年)後から1930年代のある時期にかけてかなりゆっくりとしかし着実に生じた「賃金労働に対する労働者階級の態度の変化」である。「賃金奴隷(wage slavery)」観から「生活賃金(living wage)」観へと<sup>(1)</sup>。

働いた時間ないしは日にちをベースとして賃金が支払われていた19世紀の多くの労働者にとっては、賃金のために一生働き続ける境遇から抜け出

ること --- それが「自由」を意味しており、独立して自営業となることが「夢」であった<sup>(2)</sup>。だがその後、労働運動の進展、特に8時間労働キャンペーンの展開につれて、組合のリーダーたちは新たな賃金観を提示するようになった。たとえば、1889年に作成された AFL のパンフレットに記載された「賃金は奴隷のバッチではなく、社会の進歩にとって必要不可欠な役割を継続して与えられているものである(Wages are not a badge of slavery, but a necessary and continual part of social progress)」との文言は、賃金を奴隷としてではなく奴隷から免れる有力な手段として解釈した画期的な「指標」として知られている<sup>(3)</sup>。そしてそのような流れのなかから、「家族を扶養し、自尊心を維持し、市民生活に参加する資力と余暇を持ち得る、

能力」<sup>(4)</sup> --- 賃金はそのような能力を保障すべきである、というコンセンサスが生まれた。これがアメリカでの生活賃金思想のはじまりである<sup>(5)</sup>。

「生活賃金」というタームは、M. Brenner が述べているように<sup>(6)</sup>、元来イギリスのものであり、アメリカでは幅広い意味で使われている。というのは、アメリカでは、イギリスとは異なり、熟練工を対象とした職業別組合が組織化されず、したがって、世帯賃金という賃金思想が根付いていなかったからであろう。後の行論でも触れることになるが、「生活賃金」がさまざまに理解されているのはその為である。

とはいえ、そのコトバが「我々が失ってしまった」「ひとりの大黒柱がひとつの家族を養えることができた『古き良き時代』の賃金水準や社会構造のシンボル」<sup>(7)</sup>と結びつけられて論じられることから容易に想像されるように、それはいまだに「世帯賃金」と重なってくる概念でもあり、その「継続性」は十分に意識されているようにも思われる。とすれば、そのことが持つ意味は大きい、といえるであろう。改めて言うまでもなく、「世帯賃金」概念は欧米には存在しないものであり、単身者賃金との比較を意図してわが国で構築された概念である。両者の関連については本稿の最後に再度考える予定である。

但しその後の動向を見ると、「生活賃金」というコトバは労働の世界の「表舞台」から姿を消してしまった。それに代わって登場してきたのが「最低賃金」であり、連邦規模で法律も制定されるに至る。しかしその生活賃金が1990年代の中頃から再び大きな関心呼びはじめ全国的なキャンペーンが展開されるようになった。現在の生活賃金をめぐる議論と過去の議論の違いは、過去のケースの場合個人の尊厳や共和国の一人前の市民として存在することの意味が問われたのに対して、現在では「正義」(justice)に言及されていることにある<sup>(8)</sup>が、単にそれだけでなくその運動のなかから「生活賃金が支払われるジョブに就く権利」が提起されてきている。これらはいかなることを意味しているのか。しかもこれは単にアメリカだけ

の現象ではなく今日では世界各地で「生活」賃金が注目されている。

本稿では、労働の世界の変貌を象徴している現象のひとつとしてこの「生活賃金」に注目する。何故にいままた「生活」賃金なのか。今日の労働の世界にいかなるコトが生じているのであろうか。その現実を整理し、それが21世紀に生きるわれわれにいかなるメッセージを投げかけているのか。手元の資料でその問題提起の意味を確認すること --- それが本稿の目的である。

## 2. 生活賃金キャンペーンの展開

### 2-1 ポルチモアの生活賃金条例

アメリカでは、1938年に、公正労働基準法の一部として連邦最低賃金法が制定された。それはさまざまな動きの結果であるが、そのひとつの流れとして1900年代の初期に宗教関係者のグループや労働組合が生活賃金について語りはじめ、それが法律の制定に繋がっていったという経緯が知られている。そして近年になってその「現代版」が「再現」(back)しつつあるかのような状況が生まれている。1990年代の後半頃から展開されてきた「低収入労働者の賃金を上げることを目的とする「草の根」運動(a grassroots movement)がそれであり、フルタイムで働きながら家族を養うことができない労働者が多いことに気づいたポルチモア市の聖職者が市当局に援助を求めたことがそのはじまりであった。

これ以下に引き下げられない、生活に必要な最低限の賃金 --- これが最低賃金(minimum wage)の意味である。最低賃金には労働協約で定めるものと法定のものがあるが、最低賃金制度(最賃制)という場合、通常、法律で定められた最低賃金制度をさしている<sup>(9)</sup>。

但し実態としては、後で詳しく検討するように、最低賃金(最低賃金制)が決められたとしても、そ

れによって必ずしも最低生活を保障する賃金が実現されるわけではないのであり、ここに、「生活」賃金運動が展開される現実的基盤がある。

ボルチモア市では、1994年に、市と契約して公益事業をおこなっているすべての事業体に従業員に対して1時間6.10ドル（連邦で定められた最低賃金は4.35ドル）を支払うことをもとめる条例が採択された。この条例は、雇用者に「連邦レベルあるいは州レベルの最低賃金以上の賃金を要求するもの」<sup>(10)</sup>である。ボルチモア市で条例が成立すると、そのような「生活賃金条例」を求める動きが他の地域でも生まれ、その後同様の条例を可決する都市が増加していった。これが「リビングウェイジ・キャンペーン」(Living Wage Campaign)（以下の行論では、リビングウェイジを生活賃金と表記する）と呼ばれている事象であり、今日では、多くの地域で展開されている<sup>(11)</sup>。

と同時に、この運動の全国的な拡がりそして多様化とともにその在り方をめぐってさまざまな立場からの発言が相次ぎ、21世紀に入ったいまでも「論争」が続いている。その論争の意味を考える前に、運動の実態を確認することにしたい<sup>(12)</sup>。

## 2 - 2 生活賃金キャンペーンの拡大

ボルチモアに代表される生活賃金条例は当該地方自治体と契約している企業で働く労働者だけに適用されるものであったが、運動が「成功」し注目され拡大するにつれて次第に「変貌」を遂げていく<sup>(13)</sup>。その契機の1つとなったのが、1995年に、ACORN (Association of Community Organizations for Reform Now) が当時展開していたキャンペーン“Campaign for an America That Works”のなかで中心的なテーマとして取り上げたことであり、生活賃金条例をめざす動きは全国的なキャンペーンへと「成長」していった。そしてそのACORNの

本部があるニューオーリンズ市では、2002年に、市で事業を展開しているすべての企業を対象とした「市全域生活賃金条例 (citywide living wage)」がアメリカではじめて公布されるに至った。

ACORN は、行動に直接に訴えることで知られる、労働組合に参加していない、低所得者および中所得者層を取り込んだアメリカ最大のコミュニティ組織である。1970年に創設され、2004年11月現在15万以上のファミリーが会員である<sup>(14)</sup>。

ACORN は独自の生活賃金サイト living wage website を運営している<sup>(15)</sup>。

ACORN のウェブ内にある資料によると、引用者（宮坂）がアクセスした時点で、71の市と郡が生活賃金キャンペーンを展開し、同じく30大学がキャンペーンを実施し、20の州で州規模のキャンペーンが展開されていた<sup>(16)</sup>。同時期にアクセスしたEPI (The Employment Policies Institute) のウェブ内にある資料<sup>(17)</sup>に拠れば、アイダホ州、アーカンソー州、イリノイ州、テキサス州、カンサス州、ニュージャージー州、ネブラスカ州、マサチューセッツ州、ミシシッピ州で、州規模で条例の提案がなされ、逆に、どこの自治体でも生活賃金の提案がおこなわれていない地域は、アラスカ、アラバマ、ウェストバージニア、デラウェア、ノースダコタ、ハワイそしてワイオミングの7州だけである。

EPI は、ワシントンDCに住所を定め、雇用をめぐる公共政策を研究している非営利の研究機関である。特に、エントリー・レベルの雇用に影響を与える政策に関心を寄せ、生活賃金キャンペーンに批判的な論陣を張っている<sup>(18)</sup>。

またACORNがその当時に公表していた数字を受け入れると、これまでに大学を含めて123カ所で生活賃金条例が制定されている。但し、EPIの

ウェブ資料では条例が通過した自治体でも休眠中のもの（dormant）がかなりあることも示唆されており<sup>(19)</sup>、現実にどの程度実施されているかは「不明」である。運動の現状はこのようになり流動的であるが、それが「大きな」流れに育っていることだけは確認できる。

条例で定められた生活賃金額もさまざまである。ボルチモア市のケースでは8.55ドル（1994年当時は6.10ドル）であり、10ドルを超えているケースも幾つかある。条例が適用される対象は、多くの市（郡）では当該の自治体と契約している業者や地方自治体の公務員であるが、そこで事業を展開しているすべての企業に適用されるケースが増えてきている。

ボルチモア生活賃金条例制定以降のキャンペーンの特徴を示していると思われる幾つかの事例を見ていこう。

生活賃金キャンペーンは、基本的には、市や郡の自治体に対して、そこで働いている職員や市と契約している請負業者の従業員に生活賃金を支払うことを要求し、「経済的正義」を確立することを目指す、運動である。だが現在ではこの種のキャンペーンとは異なるタイプが提起されている。ユニバーサル生活賃金（universal living wage）と称せられているのがそれである。前者との相違点は<sup>(20)</sup>、第1に、それがすべての労働者を対象としていることにあり、週40時間働いている労働者は稼いだ賃金で住宅（housing）を持つだけの余裕があるようにすべきである、と主張していること、第2に、ユニバーサル生活賃金は単一の「ナショナル・フォーミュラ」（最低賃金をそれぞれの地域の生計費と関連させること）に基づいていることにある。

#### ロサンゼルス事例

アメリカ国内の貧困をなくす努力の達成度を示す「ランドマーク」として知られているロサンゼルスで「市のリビングウェイジ条例」が可決されたのは1997年であった。これは国内では三番目の

事例であるが、健康保険に言及した条例としては初めてのものであった。

ロサンゼルス条例の対象となる事業主体はつぎの4つである。市と契約してサービス事業を行っている会社、市から土地を借りている会社、市から許可を得て事業を展開している会社、市から補助金を得ている会社。条例は、これらの会社で働く従業員に、健康保険に加入している場合には7.72ドル、加入していない場合には8.97ドルを支払うように義務づけている<sup>(21)</sup>。

#### サンフランシスコ事例

2000年8月、サンフランシスコで「ドラマチックに新しい」生活賃金法案が（“minimum compensation”law）承認された。この法案の斬新さは賃金だけでなくメディカル・ベネフィットにも言及していることにある。

その主要な特徴は以下の3点である。

- 1) 対象となる労働者は20人以上の従業員を擁するかあるいは2万5000ドルの契約を市と交わしている市の請負業者の従業員とサンフランシスコ国際空港で働く労働者である。最初の1カ年は9ドルであり、1年後には10ドルに上げ、その後3カ年は毎年2.5%賃金を上げる。
- 2) 市の請負業者に雇われたり空港で働く労働者は12日の有給休暇を与えられるので、それをバケーション、病気の治療、個人的な時間に当てることができる。また家族の緊急事態の時には10日間休む（賃金は支払われない）ことができる。
- 3) 上記の雇用者は、従業員に、民間の保険会社あるいは市経営の保険プールを使って、健康保険を供与しなければならない<sup>(22)</sup>。

### サンタモニカの事例

2001年7月、カリフォルニア州南西部に位置する人口8万4084人(2000年)のサンタモニカ市議会が生活賃金条例を可決した。これは、市、市と契約しているすべてのサービス業者、そして「一定の」民間の業者に、1時間12.25ドル(カリフォルニア州の最低賃金6.25ドルの80%増)を支払うことを要求するものであった<sup>(23)</sup>。

この条例の特徴は一定の条件を「満たす」民間業者にも適用されることにある。それは、市の中心から約半マイル以内で事業をおこない年間500万ドルの収益を上げている会社である。これらのビジネスが対象となった理由として、市の公共政策の恩恵を受けているにもかかわらず、それを従業員に「分配」していないことが指摘されている<sup>(24)</sup>。

### ハーバード大学の事例

ハーバード大学では、進歩的な学生を中心に展開されていた労働運動(Harvard's Progressive Student Labor Movement)のなかから、1998年秋頃、生活賃金キャンペーンが生まれた。それは、ケンブリッジ生活賃金条例をケンブリッジシティの大企業にも適用しようとする計画のもとで、労働者と労働組合にインタビューを実施しその情報を学生や地域社会に広く提供することからはじまったものであり、その中で、ハーバード大学で働く労働者の生活実態も調査されるようになった。

大学が開示した資料によると、時間給10.68ドル以下で働く労働者は1000人を超え、時間給12ドル以下で働く労働者は1400人を超えていた。これらの労働者は3グループに分類される。

- 1) 直接雇用された、組合に加入している正規従業員。2001年3月時点で、このタイプの424名の労働者が時間給10.68ドル以下で働いて

いた。

- 2) 臨時雇いの労働者(casual)。彼らはパートタイムであり、直接雇用であったが、組合に加入しておらず、ベネフィットを受け取らず、ジョブセキュリティもなかった。1999年3月時点で、このタイプの650名の労働者が時間給10ドル以下で働いていた。

- 3) 請負労働者。ハーバード大学は年間約9000社と契約し、約180社と契約を継続している。2001年3月時点で、このタイプの579名の労働者が時間給10.68ドル以下で働いていた。

このような調査を踏まえて、直接雇用であれ間接雇用であれ、ハーバード大学は、ハーバードで働く労働者には、生活賃金とベネフィットを支給すべきである、との主張が提示されキャンペーンが展開される。要求額は1時間12ドルプラスベネフィットであり、それは、ケンブリッジ生活賃金条例で定められた11.11ドルを考慮した結果であり、大学の資料に拠れば、大学には十分に生活賃金を支払う余裕があることが判明していた。

その他、用務員、ダイニング・サービス、セキュリティ業務を外注せずに常勤の担当者を雇うこと、サービス部門により多くのフルタイムの労働者を雇うこと、等々が要求として掲げられていることがハーバード大学のキャンペーンの特徴である<sup>(25)</sup>。

そして、今日では、この生活賃金運動はアメリカだけの現象ではなく、世界各地で展開される気配をみせてきた<sup>(26)</sup>。

その幾つかを紹介すると、つぎのようなことが生じている。

### カナダの事例

多くのカナダの人びとは1990年代初めに自国の衣料産業の労働者がいわゆるスウェットショップ的労働条件で働かされていることを知りショック

を受け、「ノー・スウェット・キャンペーン」が展開されるようになった<sup>(27)</sup>。そして同時に、それは生活賃金に対する関心へと拡がり、「貧困賃金から生活賃金へ」というスローガンが生まれている<sup>(28)</sup>。

そのような運動の背景には、最低賃金が貧困ラインないしは生計費よりも低額である、との認識がある。例えば、オンタリオ労働同盟の資料に拠れば、最低賃金は、生計費の70%に相当する額であり、公式統計数字(Statistics Canada Low Income Cut-offs)を前提にすると、貧困ラインとしてみなされている「最低所得水準」(low income cut off)は年額22,357ドル(時間賃金10.75ドル)であるのに対して最低賃金が年額14,248ドル(時間賃金6.85ドル)にすぎないという現実がある。言うまでもなく、最低賃金を生活賃金以上に引き上げることは極めて困難な(herculean)課題であるが、運動の展開とともに、「生活賃金はベーシックな権利とみなされるべきである」<sup>(29)</sup>との考え方が拡がってきていることには注目すべきであろう。

#### イギリスの事例

イギリスでは、The East London Community Organization (TELCO)が、2001年4月に、単に組合だけでなく、多くの宗教団体の支援を受けて、生活賃金キャンペーンを立ち上げた<sup>(30)</sup>。これは、都市犯罪、環境問題、特定地域の労働問題、等のローカル・エリア(イーストロンドン)の現代的諸問題の解決をめざす活動の中から独自に発展したものであるが、今日では特定地域の問題にとどまらず、全国的な課題として認識されつつある。このことは、最大の組合の1つであるUNISON(the trade union for people delivering public services)で表明された、「何故に労働者は生活賃金が必要なのか」という問に対する、それは「チャリティではなく、正義」の問題である、との「答え」、に端的に示

されている<sup>(31)</sup>。

ロンドンではアテネ・オリンピックの終了とともに2012年のロンドン・オリンピック開催をめざして「準備」が進んでいたが、その経過のなかで、興味深い出来事が生まれた。それは、イギリスのオリンピック招致委員会とロンドンの住民の間で、2004年10月に、オリンピック村の候補地であるStradford地域の労働者に対する生活賃金の保証、新しい住居の提供、スキル・トレーニングの実施等々を内容とする「倫理契約」が締結されたことである。これは言うまでもなく国際オリンピック委員会へのアピールであるが、その為の手段として「生活賃金」が使われたとは……<sup>(32)</sup>。

このことは生活賃金運動が世界的な拡がりを見せてきていることを象徴的に示す現象である。そして2005年7月中旬に、ロンドンが2012年オリンピックの開催地として正式に決定された。

生活賃金運動は、政治的な視点を強調すれば、左翼によって招集された「新しい経済的そして社会的正義をもとめる運動(a new economic and social justice movement)」であり、「使用者に労働現場のなかに福祉の精神(welfare mentality)を注入することを強要するために組織された取り組みである」と解釈されることがある。その立場から言えば、「スキルではなく、欲求に応じて、各々の労働者に対して賃金率を定めることが運動の目的である。これは、消費者や納税者に多大な犠牲を強いて、現在の最低賃金を倍増し3倍にし更には4倍にまで上げることを意味している」<sup>(33)</sup>。

このような批判は、当初の要求額(6.10ドル)が大幅に上昇している(ニューヨーク市では16.81ドル、ワシントンDCでは15.46ドル)という現実を反映したものである<sup>(34)</sup>。

たしかに上記の批判は極端な主張であるかもしれないが、生活賃金運動の展開とともに、それ以外にも、現状を反映して、それは「意図せざる結果」をうみだした、というコメントをはじめとして幾つかの批判が寄せられ激しい議論を呼んでき

た。以下の節ではそれらの主張を整理することによって、生活賃金運動が問いかけていること（の意味）を考えることにする。

### 3．生活賃金キャンペーンに対する反応

#### 3 - 1 生活賃金批判論

生活賃金キャンペーンにはさまざまな立場から批判が提起されている。その中には、たとえば、1990年代の運動の盛り上がりをも「都市災害（urban disaster）」として「切り捨てる」ような「感情的な」反応もある<sup>(35)</sup>が、生活賃金キャンペーンが労働組合によって支持され資金援助を受けて展開されているというその性格から考えると、生活賃金に対しても、それはいわゆる左翼の発想である、との批判が展開されることはある意味で当然のこととして予想される。但しその主張の内容が、生活賃金キャンペーンのリーダーあるいはその運動そのものが自由市場経済を完全に拒絶している、ということに尽きる<sup>(36)</sup>ならば、それはあまりにも「非生産的な」「短絡的な」批判である、と言わざるを得ないであろう。それ故に、もう少し別の観点からの批判を見るが必要になってくる。

生活賃金運動を積極的に支援している組織は多数存在している。その代表的なものを挙げると、まず組合関係の組織として、the AFL - CIO (<http://www.aflcio.org/>)、the American Federation of State, County and Municipal Employees (AFSCME) (<http://www.afscme.org/>)、the Teamsters (<http://www.teamster.org/>)、the Service Employees International Union (SEIU) (<http://www.seiu.org/>)があり、志を同じくするコミュニティ・オーガニゼーションとして、the Association of Community Organizations for Reform Now (ACORN) (<http://www.acorn.org/>)、Jobs With Justice (<http://www.jwj.org/>)が有名であり、調査研究機関としては、組合から資金を提供されてアカデミックな研究をおこなっている the Economic Policy Institute (EcPI)

(<http://www.epinet.org/>)が著名な存在である。産業人の中にも生活賃金を支持している人びと (Responsible Wealth) がおり、HPが開設されている ([http://www.responsiblewealth.org/living\\_wage/index.html](http://www.responsiblewealth.org/living_wage/index.html))。またこの運動に反対している研究機関である The Employment Policies Institute のウェブ内のページ ([http://www.epionline.org/lw\\_faq\\_who.cfm](http://www.epionline.org/lw_faq_who.cfm) 2005/01/04アクセス) にその他の支持組織を含めた詳細なリストが掲載されている。

逆に、反対の立場を明確にしているのは上記の The Employment Policies Institute の他につぎのような機関がある。The Cato Institute (<http://www.cato.org/index.html>)、The Ludwig von Mises Institute (<http://www.mises.org/>)、The Foundation for Economic Education (FEE) (<http://www.fee.org/>)、The Mackinac Center for Public Policy (<http://www.mackinac.org/>)、Lew Rockwell (<http://www.lewrockwell.com/>)、The San Francisco Planning and Urban Research Association (SPUR) (<http://www.spur.org/>)

また運動に批判的な記事を多く掲載している情報サイトとして、Townhall.com (<http://www.townhall.com/>)、Capitalism Magazine (<http://capmag.com/>)がある。

反対論者の多くが無意識に前提にしているコトがある。それは、企業の賃金コストの総額が一定である、ということである。そのことを前提にする限り、運動が「意図せざる結果として」最低所得者層を切り捨てることになるのは当然の帰結である。しかしその種の議論が多いのだ。いわゆるリバタリアニズムからの批判<sup>(37)</sup>にもそのことが表れている。生活賃金運動の展開につれてその支持者たちからいくつかのことがポジティブなものとして指摘され評価されている。たとえば、そのようなものとして（生活賃金運動に疑問を投げかけている）C.Horowitz の整理に従えば、つぎのような事柄がある。生活賃金条例が不安定なエンタープライズ・レベルの労働者を貧困から護るものであると定義されていること、その法律の実施によって従業員のモラルと生産性が向上し、同時に使用者の利潤が高まること、その条例を制定した地方自治体は低価格で良いサービスを提供し、住民は

生活の質の向上という恩恵を受け取り貧困という「病状」は減少すること、この措置で損をするのは搾取的な経営者だけであること、それ故に、右翼の脅し作戦に直面しても常識と良識によってこの運動はローカルレベルから全国レベルへと拡がり、連邦の最低賃金が「生活」賃金へと書き換えられるべきであるとの主張がでてきていること、等々。但し、これらは、Horowitz の眼からみると、「荒々しい」「生活賃金の時代」を象徴している現象であり、それらはその真実（reality）が大きくかけ離れたものである。

ビジネスと納税者に多大な犠牲を強いてお粗末な（modest）便益しかもたらしていない措置---これが、Horowitz によれば、生活賃金条例である。何故に生活賃金はそのような結果を生み出すことになるのか。それは、Horowitz の表現を借りれば、生活賃金が最低賃金の「基準を上げられた（elevated）」バージョンとして機能し労働市場の歪曲を増幅させるからである。具体的に言えば、生活賃金がアメリカのすべての被雇用者に適用されるならば、はじめて職に就くひと、特に快適な生活から縁遠い人々が仕事を見つけることは困難となる、ということである。これは Horowitz の「独断」ではなく、彼のコトバを信用すれば、ワシントン（Washington, DC）のさまざまな研究機関に属するエコノミストの約75%が、生活賃金条例は経営者をしてよりスキルの高い従業員の採用へと駆り立て、その結果、条例がその対象として念頭に置いていた低スキルの労働者が閉めだされるであろう、と Horowitz と同じ見解を表明している<sup>(38)</sup>。Horowitz の見解をもう少し詳細に聞くことにしよう。

Horowitz は、生活賃金と最低賃金の違いをつぎのように整理している。第1に、生活賃金の額が連邦最低賃金よりもかなり高いこと、第2に、生活賃金が州ないしは連邦レベルではなくローカル

なレベルで（市や郡）に適用されるものであること、第3に、生活賃金が適用される労働者の数が最低賃金と比べると遙かに少数であること（それは当該のローカルなレベルにおいても限定されており、たとえば、サンタモニカ市の事例では、それが適用された労働者はそのコミュニティの約1%にすぎなかった）。このように少なくとも3点で生活賃金は連邦最低賃金と異なっている<sup>(39)</sup>。

と同時に、彼は、生活賃金運動と最低賃金運動の類似点を、それらが最初は宗教関係者のリーダーシップのもとではじめられたこと、生活賃金と最低賃金には倫理的な側面があること、に見いだしている。これが意味することは、Horowitz が考えている以上に、重要である。それについては後述する。

だがその生活賃金キャンペーンは条例を全国的に拡大してできるだけ多くの従業員に適用することをめざしている。それに成功すれば、今日の生活賃金が明日の最低賃金になってしまうのだ。それで良いのであろうか。これが Horowitz の最大の関心事であり、彼はそのことを恐れている。

現行の最低賃金のもとでさえも経営側は技量の高い労働者しか雇用しない傾向が見られる。もし生活賃金が最低賃金に取って代わるとなれば、この傾向は益々加速されるであろう。これが Horowitz の現状認識である。それを支えているのが、1938年以降19回実施された最低賃金の引き上げと10代の青少年や未熟な大人ないしは熟練度が低く経験や教育を欠いている労働者の「失業」の間にはっきりとした相関関係があることを示している資料である<sup>(40)</sup>。それ以外にも、Horowitz は生活賃金の「不条理」を幾つか指摘している。たとえば、低所得者層が直面している問題は不十分な賃金ではなく十分な労働時間を与えられないという現実にあるために、生活賃金が貧困に有効な策にはならない（combat）こと、既存の生活賃金条

例が効果を上げているはその法律が想定している労働者の1%に対してだけであること、最低賃金を定めしかもそれを上げることは低所得層のスキル向上意欲を妨げ今まで以上に依存心を強める結果になること、等々。

生活賃金をめぐる問題は、端的に言えば、「生活賃金は本当に低賃金労働者そして低所得ファミリーを助けているのか」という疑問に集約されることになる。

これは最低賃金論争において繰り返し議論されたコトであり、同じ「論争」が生活賃金をめぐって展開されている<sup>(41)</sup>。

この疑問は Horowitz だけでなく少なからざる人々から提起されている。そのような生活賃金の反対論者に「現実的な」根拠を提供しているのが D. Neumark の研究成果である。

Neumark は、最新人口調査 (Current Population Survey : CPS) の資料にもとづいて、生活賃金条例が低賃金労働者と低所得ファミリーにどのような影響を与えているのか、という観点から、独自の分析をおこなった。その彼に拠れば、主要な「発見」は以下の3点である<sup>(42)</sup>。

CPS は労働統計局に属する国勢調査局が毎年約5000世帯を対象として各世帯の15歳以上の構成員の雇用状態を調べるためにインタビュー形式で実施している調査であり、すでに50年以上にわたっておこなわれている第一級の調査資料である。この調査には、年齢、性別、人種別、軍歴、教育水準、等を問う項目があり、現役か失業中かがわかるだけでなく、収入、労働時間、過去の職歴、健康状態、ベネフィット、仕事のスケジュール、修学期間、等も捕捉できる<sup>(43)</sup>。

第1に、全体的に言えば、生活賃金条例はそれが制定されている都市の低賃金労働者の賃金にかなりポジティブな影響を与えている。この場合、たしかにその条例の対象者が当該市の請負業者に

限定されている場合には --- 多くの条例がそうなのであるが --- その効果は予想よりも大きなものとなっている。しかしそれだけではなく、現実には、賃金が大きく上昇しているという効果はむしろ条例が幅広く適用されている自治体によって、すなわち、市からビジネス上の補助金を受けている事業主にも生活賃金条例が適用されていることによって引き起こされている。それ故に、このことは、補助金を受けている企業の従業員の状況を無視し対象者を市の請負業者に狭く限定しておこなわれてきたこれまでの分析が実態から「外れた」ものであることを示している。

第2に、生活賃金条例は低賃金労働者の賃金を高めるが、一方で、影響を受ける労働者のなかに失業をもたらしている。賃金上昇というポジティブなこととネガティブなことが同時に起こっている。また低賃金労働者ではなく低所得家族を「援助 (help)」することが生活賃金の本来の目的であるとの立場から考えると、その趣旨とは異なる現実が見えてくる。というのは、「低賃金労働者 = 低所得家族」という公式が必ずしも成立せず、10代の若者のような低賃金労働者を抱えた高所得家族がかなりの数で存在しているからである。これらのことは生活賃金の貧困に対する影響を予測することを難しくしているが、生活賃金条例の導入によって都市の労働者が貧困のなかで生活する可能性がほどほどに少なくなる (moderate reduction) ことを示す証拠がいくつか見つかったことも事実である<sup>(44)</sup>。

第3に、生活賃金条例によって市が自治体職員 (市の職員) と交渉する意欲を失っている。というのは、それが自治体職員の交渉力を強め高賃金へと繋がるからである。その為か、自治体職員の組合はおしなべて生活賃金条例の制定をめざす運動に積極的である。ちなみに、(対象者が当該市の請負業者に限定されている、という意味で) 狭

い生活賃金条例の結果として、組織化されていない市の職員の賃金が高くなっていることを証明する資料も存在している。

このような Neumark の総括はさまざまな読まれ方をしている。これは、彼の結論が生活賃金条例のポジティブな影響とネガティブな影響の双方に言及していることから生じた現象であり、その為 Neumark の研究は「恣意的に」利用されることがある。生活賃金運動に反対する陣営が、Neumark の研究報告を引用して、自説を展開しているのはその一例である<sup>(45)</sup>が、それ以外にも、彼の「2002年報告書」は多方面に波紋を投げかけている。

彼が所属している Public Policy Institute of California のウェブはそのような反響の大きさを象徴的に示している事例である。そこでは、これまでの先行研究のなかには、一方で、生活賃金が有益な影響を及ぼしていることを示してきたものがあり、他方で、ネガティブな影響を与えていることを示唆する研究も存在している等々の混乱が見られた、との現状認識のもとで、Neumark のレポートで提示された証拠はその条例を実施している市の実際の経験に基づいて提示された初めてのものである、との評価が開示されている。そして全体的に言えば、生活賃金は都市の貧しい人々にいくらかの援助を与えているかもしれない、と認めたくて、Neumark の研究が生活賃金の効果と他の公共政策の効果を比較していないことに疑問を投げかけている。生活賃金条例の導入を検討したが、結局は、地方所得税控除という途を選択した、メリーランドのモントゴメリー郡の事例を引いて、生活賃金条例を評価するアナリストやそれを実行に移す政策担当者は、貧困をなくすことを意図した多様な方策を十分に比較検討すべきである<sup>(46)</sup>、と。

このような「批評」に対してあるいは上記のよ

うな「課題」に応える形で、Neumark は、その後実施した調査研究を踏まえて、生活賃金が貧困をなくす効果的な政策になりえないということを否定するものではないと断ってはいるが、貧困対策として生活賃金条例を選択することにはより慎重であるべきであるとの立場を明確にし、生活賃金についてよりネガティブな評価を下している。というのは、彼によれば、それを実施することによって追加的な施策が必要になってくるからである。たとえば、そのようなものとして、低所得世帯の子供に対する奨学金、貧困家庭の個人を対象としたスキル向上政策、所得税の減税、等々が指摘されている<sup>(47)</sup>。

更につけ加えておくと、これらの Neumark の結論には疑問が投げかけられているだけでなく、彼の「2002年報告書」が公表された直後の2002年秋にすでにその方法論に対しても疑義が提示されていたのである。このことは、1994年にポルチモアで制定された生活賃金条例が、その運動の拡大とともに、多様な立場のさまざまな人々のなかに大きな関心をうみだす社会経済的現象になってきたことを示している。

### 3 - 2 生活賃金批判への反批判

使用者が賃金を上げなければならなくなったときに、彼らは雇用者数を減らすであろう、という考え方を自由市場論の「ドグマ」として位置づけ、そのことを証明している資料はほとんど公表されていないと断じているのが Flavio Casoy である。彼に拠れば、そのような「証拠」を提示している唯一のエコノミストが(うえで紹介した) D. Neumark であるが、その Neumark の研究には方法論的に「誤り」が少なからず存在している<sup>(48)</sup>。

Casoy は Neumark の「結論」に懐疑的な立場から、「生活賃金条例は労働者により高い賃金という恩恵を与え大きなポジティブな影響を及ぼして

いる。しかもそれは雇用に対してもネガティブな影響を及ぼしていないのだ」と述べている。Casoyの眼から見れば、最低賃金は市場が耐えられる額よりも遙かに下であり、今日の家族を扶養するために必要な賃金よりも絶対的に少ない---これが事実であり、その事実から出発すべきなのである。

Casoyは何を根拠としてそのような主張を展開しているのだろうか。彼が依拠しているのはM.Brenner,J.Wicks-Lim,R.Polloinの研究である<sup>(49)</sup>。そしてそのBrennerたちは、Neumarkが用いたデータを批判的に検討してNeumarkとは「異なる」結論を導き出していたのである。

Brennerたちは、Neumarkの研究成果(2002年)を、これまでのいかなる研究と比べても、包括的なものである、と評価し、その功績を、生活賃金条例の施行によって賃金は高くなるが同時にジョブが減少するという明確なトレードオフが生じていることを実証的に明らかにしたことに見いだしている。と同時に、BrennerたちはNeumarkの研究をつぎのように総括している。労働者に対するベネフィットが職を失うというコストを凌駕していることが発見され、全体的にいえば、条例を採択した自治体では生活賃金が貧困をなくす方向に機能していることになる、との現状認識が提示されている、と<sup>(50)</sup>。

しかしながら、Neumarkの発見(したこと)は、Brennerたちに拠れば、方法論的に「不健全で」あり統計的な観点から言えばかなり「粗野な」代物なのである<sup>(51)</sup>。彼らはNeumarkの研究を批判的に吟味し、彼によって発見されたこと(すなわち、第1に、生活賃金条例がこれまで計算された以上に広い範囲の低賃金労働者の賃金を高めているということ、第2に、生活賃金条例が失業をもたらすということ)に対して疑問を投げかけている<sup>(52)</sup>。より具体的にBrennerたちの見解を聞くことにしよう。

彼らは方法論的なそして統計処理上の問題点としてつぎのようなコトを指摘している。

- 1) CPSが生活賃金条例の賃金ないしは雇用に対する影響を分析する場合には「不適當な」資料であること。というのは、CPSは全国規模の資料であり、そこからローカルエリアの労働市場に該当する資料を抽出すると、サンプル数が極めて少なくなり、誤差が生じやすくなるからである。
- 2) Neumarkが用いた統計テクニックは前方一致検索(truncation)であるが、その「切り詰められた」(truncated)最小自乗法回帰分析ではサンプルの選択にバイアスがかかること。Brennerたちは四分位回帰モデル(quantile regression)を利用してNeumarkのオリジナルデータを組み替え、彼とは異なる結論に達したのである。
- 3) CPSデータをそのまま取り入れ前方一致検索というテクニックを用いて、生活賃金条例が実施されると法律のうえでは高い賃金を受け取ることになる「潜在的な対象者」(potential coverage)を、現実には高い賃金を受け取っているか否かを確認せずに、条例によって影響を受ける人々として分類し処理していること。その結果、たとえば、自治体から補助金を受けている企業にはいまだ条例を適用していないとの公式のレポートがあるにもかかわらず、条例が通過した自治体の事実上すべての低所得労働者が「潜在的な対象者」と仮定されて分析がおこなわれているために、たとえNeumarkのサンプル処理テクニック(truncated regression)を受け容れるとしても、条例の影響範囲に入る労働者がそれとも影響を受けない労働者なのかについて「再分類」が必要になること。
- 4) ロサンゼルスのように高額の州レベル最低賃

金が定められている地域では、Neumark モデルのように「潜在的な対象者」として分類するのではなく、条例が適用されない範疇へと組み替え直すことが必要であること。というのは、ロサンゼルス市の労働者の最低賃金が高いのは市の生活賃金条例制定の影響ではなく、カリフォルニア州の最低賃金が引き上げられた結果であるとの解釈も可能であるからである<sup>(53)</sup>。

- 5) Neumark の分析ではロサンゼルス市の州レベルの最低賃金の影響下にある労働者が代表的なサンプルデータとして利用されているが、そのような賃金を受け取っていた労働者を除外して改めて分析を実施すると、賃金効果は Neumark の推定とは異なった数字を示すこと。したがって、州レベルの最低賃金が適用されている労働者にも市条例が適用されるとの想定のもとで分析された結果をアメリカ全体に拡大して解釈することは妥当性をかなり欠くものになってしまうこと。
- 6) Neumark の分析では、「現役の」労働者ではない人々、それ故に自分が働いている経済セクターの賃金については信頼できる情報をもたない人々が「潜在的な対象者」として分類されているために、生活賃金条例の雇用に対する影響についても「歪んだ」結果がでていくこと。

Neumark の分析結果は追試に耐えるものではなかった --- これが Brenner たちが「とりあえず」提示した結論である<sup>(54)</sup>。「とりあえず」の意味は、彼らの分析も生活賃金が低賃金労働者に対して賃金や雇用機会の面でどのような影響を与えているのかについて十分な回答を与えていないからである。そのことは Brenner たちも自覚しており、彼らがアメリカの低賃金労働者に対する生活賃金の影響の解明に向けて多くの研究が今後進められる

ことを期待していることから明白である。

#### 4．生活賃金運動が提起していること

これまでの行論からもわかるように、アメリカで生まれその後世界の各地で展開されるようになってきた生活賃金運動に対する評価は、それぞれの政治的な立場とも絡んで、かなり錯綜している。そして、その運動の実態ならびに影響がいまだ十分に解明されず「不透明で」「曖昧な」部分を多分に残していることがそのような混乱状況に拍車を掛けている。特に、生活賃金の支給が低賃金労働者だけでなく低所得世帯の生活水準向上に現実にも貢献しているのか、その反作用として失業が増えてはいないのか、等の重要な問題に関して、さまざまな分析がおこなわれているが、必ずしも多くの人々を納得させる成果が生まれていないだけでなく相対立する報告書が公表されているのが現状である。

本稿で意図していることはそのような多様性を整理することではなく、生活賃金運動が提示している問題提起の内容を読み解くことである。

まずはじめに、何故に生活賃金運動が展開されるようになったのか、それを生みだした社会経済的要因を考えてみよう。

本稿では、現代の生活賃金運動が、20数年続いた実質賃金や家計所得の低迷・低下の後の1990年代中頃に、アメリカにおいて出現したことは驚くべきことではない、という現状認識に注目する<sup>(55)</sup>。

このような認識の背後には、最低賃金が実情に合わないほどその価値が低下しているにもかかわらず改正されないという「実態」がある。たとえば、Brennan Center for Justice のウェブに2003年10月にアップされた資料<sup>(56)</sup>には、現在の賃金価値がインフレを考慮すると1968年と比べて40%低下し

ている、との数字が示されている。またフルタイムで働き困窮レベルの賃金しか稼いでいない労働者の数はアメリカ全土で1000万人以上にのぼり、失業中やパートで働きフルタイムで働くことを希望している人々を含めると、アメリカの労働者の多くが極めて厳しい状況に置かれている現状が浮かび上がってくる、との「困窮の実態」も公表されている<sup>(57)</sup>。

このことは「公式の」資料でも確認されることである。保健社会福祉省（HHS）の資料によれば、4人家族の2003年度の貧困ラインは年間18,400ドルである<sup>(58)</sup>。これを基準として、1週間40時間で年に52週働くと仮定して計算すると、労働時間は2080時間であり、時間あたりの賃金は8,85ドルとなる<sup>(59)</sup>。

貧困ラインと「標準」生計費が異なるとすれば、現在のアメリカで「普通に adequate」生活するにはどの程度の額のお金が必要なのであろうか。これに関しては、EPIのウェブにいくつかの資料があり<sup>(60)</sup>、そのなかで、サンフランシスコに住む大人2人子供2人の家族を想定して計算された生計費（2005年度8月予想）が例示されている<sup>(61)</sup>。

|                                |          |
|--------------------------------|----------|
| 住居費 housing (月額)               | 1,539ドル  |
| 食費 food (月額)                   | 587ドル    |
| 養育費 child care (月額)            | 892ドル    |
| 交通費 transportation (月額)        | 358ドル    |
| 健康管理費 health care (月額)         | 345ドル    |
| その他の必要経費 other necessities(月額) | 574ドル    |
| 税金 (月額)                        | 507ドル    |
| 合計 (月額)                        | 4,802ドル  |
| 合計 (年額)                        | 57,624ドル |

この生計費に必要な一人の労働者の時間あたりの賃金はフルタイムで働いているのが一人か二人によって異なってくるので明示されていない。ちなみに、年間労働時間を2080時間として計算すると、共稼ぎの場合には13.65ドルとなり、片一方が専業主婦であれば27.70ドル必要であるが、後者の場合には交通費や経費も異なってくる事が予想されるし、子供も、ボルチモアのケースでは、7歳と3歳の子供が前提にされていたが、その前提条件が崩れると、額も当然異なってくる<sup>(62)</sup>。

それ故に、本来であれば、最低賃金を制度的に

あげることが「有効な」対応策であろう。しかし、現実には、連邦レベルで最低賃金法を改正するのは極めて困難な事柄である。このことを示しているが2001年3月28日に *BusinessWeek* に掲載された署名記事（Sharpr,R.,“What Exactly Is an ‘Living Wage’ ?”）である。そこには、生活賃金運動の賛同者は何故に沢山の労働者が対象となる連邦最低賃金の引き上げを求めて運動を展開しないのか、との質問に答える形でつぎのような「現実」が引き合いに出されている。ローカル・レベルと異なり、全国レベルでは「ビジネス・グループが議会において強力な影響力を行使する。過去にも連邦最低賃金を1時間6.15ドルに引き上げる試みが彼らによって阻止された。ワシントンの立法者はまもなく再度同様の法案を議論する計画を立てている。しかし生活賃金運動家は最低賃金が貧困レベルに引き上げられる可能性がないことを承知している。それがために、彼らは地方でその問題とコツコツ取り組みそれを事実上なし崩しにすることをめざしているのだ。」<sup>(63)</sup>

全国レベルで問題を解決することは、過去の経緯を考えると、現実には「不」可能である。とすれば、われわれの問題を解決するには、われわれがより身近なレベルで何とかしなければならない。このような現状認識が市や郡というローカル・レベルで新しい最低賃金法をもとめる運動が生み出したのであり<sup>(64)</sup>、多くの地方自治体で生活賃金条例が制定されているのはその結果なのである。

公権力（法律）によって賃金の価格を決定することに対しては、リバタリアン的な所有権を重要視する立場からの反対が予想されるし<sup>(65)</sup>、労働者の尊厳とフェアプレイの権利を主張する立場はそれを支持するであろう<sup>(66)</sup>。しかし事態が深刻に受け止められていることは間違いのない事実であり、そのことは運動が決して労働組合ないしは労働者の組織だけに支持されているのではないとい

う事実によく示されている。

生活賃金運動は、その発生の経緯を考えると当然のことであるが、今日ではその地域の教会によって強力にバックアップされている。これは「宗教的倫理に基づいた社会活動の活発化 (faith-based activism is on the rise)」と形容されている事象であり、アメリカ全土で幅広く見られる現象である。たとえば、ロサンゼルス为例に挙げると、そのような組織として Clergy and Laity United for Economic Justice : CLUE (<http://www.cluela.org/>) や National Interfaith Committee for Worker Justice : NICWJ (<http://www.nicwj.org/>) が著名であり、そのタイプの活動家の精力的な行動が地方紙で再々報道されている<sup>(67)</sup>。

このような動きは、生活賃金運動が倫理的な観点から「正当化」され推進されていること --- 但し、その内容はキリスト教 (Christian) 的な色彩を強く帯びている --- を意味している。「生活賃金が支払われるジョブに就く権利」が提起され<sup>(68)</sup>、現在の生活賃金運動を支えている思想のひとつとして注目されている<sup>(69)</sup>のはそのひとつの反映であり「成果」でもある。

と同時に、この権利がどこまで「普遍的な」倫理観に裏打ちされた権利となるのか --- これが今後の課題である。というのは、公共政策の在り方に関して、たとえば、上述のごとくりバタリアンからの「根強い」批判があるということは、生活賃金に対する態度・評価が「共感」とか「同情」という「心情的な」レベルにとどまり、具体的な政策レベルで「共有化される」までには至っていないことを示しているからである。

生活賃金運動の意義は、その運動の展開のなかで、「まともに働いている」ひとのなかに「公式の」貧困レベル以下の生活を余儀なくされている人々がかなりの規模で存在していることをあかるとみだしたことにある。

「生活賃金が支払われるジョブに就く権利」を提唱している W.Quigley には、「貧困と仕事」の現実 はわれわれの「常識を超えている」との認識がある。彼はそれを「神話の崩壊」というタームで説明している<sup>(70)</sup>。

【神話 1】多くの貧しい人々は働いていない。

【現実】多くの貧しい人々は、すでに誰かが働いているファミリーのなかで生活している。

【神話 2】世の中には働こうとする人びとに対しては沢山のジョブがある。求人広告を見ればさえすれば良いんだ！

【現実】よく見ればわかることだが、求人広告の多くは教育経験ないしは実務経験を求めており、貧しい人びとはまさにこれらを欠いている。

【神話 3】失業は非常に低い水準であり、現実にジョブを求めている人びとはほとんどいない。

【現実】政府の公式情報を利用して、失業は人びとが考えている数の二倍に達している。しかもその数字は働くことを必要としている人びとをカウントしていない。

【神話 4】もし人びとが最低賃金でも働くならば、彼らは貧困から脱するであろう。

【現実】フルタイムの最低賃金仕事はこれまで多くのファミリーを貧困ラインから救出するに十分ではなかった。

【神話 5】最低賃金は重要ではない。というのは、ティーンエイジャーを除いて誰も最低賃金を稼いでいないからである。

【現実】該当する労働者の68.2%は20歳以上であり、半数に近い人びとがフルタイムの労働者である。

【神話 6】コミュニティにとって最低賃金及び低賃金のジョブは重要である。なぜならば、雇用者が、提供できる賃金で、未熟練労働者に訓練の機会と経験を与えているからである。そしてこのことによって、労働者はスキルを向上し高賃金のジョブに移ることが可能になる。

【現実】たしかに低賃金ジョブが高いスキルの高賃金ジョブへの一時的通過点である人びとも存在している、しかしそれらは少数であり、圧倒的多数の人びとにとっては低賃金ジョブは永久的なものである。

【神話 7】現実には、貧しい人びとがあちこちにいるということはない。

【現実】ここ10年間で言えば、3000 - 4000万人が考えられない程に低い貧困ライン以下で生活している。

【神話8】貧困層は別として、アメリカでは多くの人びとがかなりよく (pretty well) 暮らしている。

【現実】アメリカでは、貧困レベルの賃金しか得ていない人びとの数は四分の一強に達している。

【神話9】貧しい人びとの多くはアフリカ系あるいはヒスパニック系の人びとである。

【現実】アフリカ系あるいはヒスパニック系の貧しい人びとの数よりも白人の貧しい人びとの数の方が常に多いのが現実である。

【神話10】貧しい人びとの多くは無収入の (nonworking) 中年の物ごいする路上生活者である。

【現実】Can you spare some change? と言っている人びとはたしかに貧しい他の人びとと比べると眼に付くが、彼らは貧困の小さな本当に小さな部分にすぎないのだ。

【神話11】貧困は現実にはスラム街の問題である

【現実】人間が存在するところではどこであろうとも貧しい人びとが存在している。

【神話12】アメリカは世界の他のどこの国々と比べても遙かに多大な援助を貧しい人びとに与えている。

【現実】国家予算のなかで社会保障・福祉が占める割合で考えると、アメリカは96カ国の中で20位である。

このことは、同時に、賃金はマーケットのメカニズムだけでなく「労働力の再生産」という視点から考えなければならぬのではないのか、との問題提起がなされていることを意味している<sup>(71)</sup>。

問題を整理してみよう。

生活賃金を受け取る権利が宗教的な倫理観だけに支えられている現状から抜けでてより普遍的な支持を獲得するためには幾つかの問題を解決することが必要になってくる。というのは、運動の現状は、その内実を検討すると、幾つかの問題が未整理のままキャンペーンが展開され続けてきたことを示唆しているからである。それは、「公平な」賃金とは何か、という課題に収斂する。この場合、「公平」ということは賃金格差に関わるものである。そしてその視点から見ると、人間としての日常生活ができる額の賃金が保証されて、言

い換えれば、そのことが「前提条件」として満たされた経済的状况のもとで、然るべき根拠に裏付けられた格差をともなった賃金 --- これが「公平な」賃金である。しかしここには2つの問題がある。

第1に、人間としての日常生活を営むことができる額の賃金に関して、この場合の人間はいかなる個人を念頭に置いたものなのか、が問われている。未熟練の単身労働者が、結婚している労働者が、熟練労働者なのか。

職種別労働組合のパワーが強力であったときには、その伝統的な組合は熟練工を対象としたものであったために、そこには暗黙のうちに「いちにんまえの」労働者には被扶養者の有無や年齢に関係なく「世帯賃金」が保証されるという思想があった。したがって、当該職種で「一人前として」認められたならば、(被扶養者を抱えた)既婚者であろうと単身者であろうと、親子4人という「標準的な」家族が生活できる標準賃金が保証されていた。これが世帯賃金であり、ヨーロッパを中心に労働世界のなかで伝統的に継承されてきた基本的な賃金思想であった。その場合には、未熟練労働者は結婚していようと多くの子供がいようとその個人的属性に関係なく、標準賃金は支払われない。彼らが生活できるか否かは賃金の問題ではなく、政府の福祉政策の範疇に入る問題と解されてきた。

しかし時代の流れはその世帯賃金概念を「崩壊」させるような方向へと動いてきた。女性の社会進出、男女雇用機会の均等、ポジティブアクション、シングル志向、結婚しない症候群、あるいは、オートメーション、IT革命、経済のグローバル化、ボーダーレス、等々。これらは「世帯賃金」という観念を生み出す現実的基盤が喪失しつつあることを意味している。今日では、たとえば一方で女性の社会進出で「世帯」概念の問い直しがもとも

られ（誰が世帯主なのか）、他方で、伝統的な組合の組織率が低下し、未組織労働者すなわち不熟練労働者が増加し、彼らの中で結婚して家庭を持ったものが「食べれない」という現実が生まれている。ACORNのような未熟練労働者の組合が発言しているのはそのような現状の反映であり、生活賃金条例の対象者がいわゆる「非」熟練工であることは、ある意味で、当然の事柄であろう。これは従来の賃金観が崩壊していることを示しているのであろうか。

それ故に、第2に、格差の根拠は何なのか、が問われることになった。就いているジョブの価値か、該当者のスキルか、と。

賃金はたしかに現象的には労働への対価であるうが、それは「労働力の再生産」が保障されていることを前提にして生まれてくるものである。今回の生活賃金運動の意義は、（「労働対価」という現象的な視点だけでなく）「労働力の再生産」という視点が重要であることを認識させ、そして現在「そのことが忘れ去られているのではないのか」という問題提起をおこなったことにあるのではないだろうか。賃金額を何を基準にして決めるのか。労働力の再生産費の計算基準は何なのか。独身者か、標準家族か。この意味で、生活賃金運動は大きな問題を提起していることになる。

と同時に、われわれは、上記のことと矛盾しているが、賃金は仕事に対して支払われるのか、人間に対して支払われるのか、そのことを改めて問われている。生活賃金運動が、ヨーロッパのような「資本主義としての伝統を欠いた」アメリカで生まれ、それが逆にヨーロッパに影響を及ぼしていることは、この点で、極めて示唆的である。と同時に、S.Luce が日本の賃金システムを、必要に応じて支払われている、と評価している<sup>(72)</sup>のも実に興味深い。これは日本企業で「支配的であった」単身者からはじまる「生活」賃金を新しい視

点で読み直す機会となり、そのような作業が本格化することに繋がっていくのであろうか。

生活賃金運動は、これまでの整理に従えば、最低賃金の意味を問い直したこと、更には、そして「公平な」賃金とは何か、働くものの権利は何か、等々の新たな問題提起をしたことに意義がある。そのことを象徴しているのが上述の「生活賃金が支払われるジョブに就く権利」である。

これは、端的に言えば、これまでの賃金制度では対応できない程に労働の世界が変化していることの反映である<sup>(73)</sup>。アメリカは、ヨーロッパの職種別賃金とは異なり、職務給が生まれた社会である。熟練工が横断的に組合を組織するのではなく、細分化されたジョブに「値段」をつけるという極めて労務管理的な賃金システムが普及したアメリカ。その社会でいままた新たな変化が生じている。IT革命がすすみ、熟練が必ずしも必要ではなくなり、それまで存在していたジョブがジョブとしての「価値」を失い、労働の意味が崩れてしまった。その結果、簡単に言えば、賃金を何を基準として支払えばよいのか、わからなくなっているのだ。

生活賃金キャンペーンはそのような状況のなかで「でてくるべくして」生まれた運動である。「生活賃金」というコトバ自体がまさにそのことをよく示している。それは、労働の世界の混乱を反映してか、極めて不正確な概念であり、キチンと定義されない状態で一人歩きしてしまった。単身者と（被扶養者を抱えた）既婚者の区別がないし、熟練・不熟練の区別もない。貧困レベル以上の賃金という意味で、範疇が異なっても同額の賃金が支払われるのであれば、アンフェアではないのか、という疑問がでてくるのは当然であろう。企業側から言えば、対象者がキチンと限定されしかもその人間が「生活できる」額が最低賃金として決められているならば、そして、当該企業に、仕

事に対して支払うのか、人間に対して支払うのか、どちらにしても明確な支払い基準が存在しているならば、それは、労務管理的には、フェアである。したがって、そのような最低賃金が現実に実施されているならば、あとは国の福祉政策の問題である、との企業の「開き直り」がでてきたとしても、それはそれなりに正当化されるであろう。

いずれにしてもこれらの問題は簡単に答えのてくる問題ではなく、いまだ「進行形」の段階であり、今後更に経験が蓄積されて方向が見えてくる性質のものであろう。但し、それは個別企業の問題なのか、社会制度に関わる問題なのか、そのことが問われているのは間違いのない事実であり、この問題はまさに「転換期」を象徴する現象である。

- ( 1 ) Glickman, L., *A Living Wage : American Workers and the Making of Consumer Society*, Cornell University Press, 1997, p.11. このような認識は共有されている。例えば、Brenner, M., "Defining and Measuring Living Wages in a Global Context", 2002. 参照。このワーキングペーパーは PERI ( Political Economy Research Institute ) のウェブ内からダウンロード。PERI はマサチューセッツ州立大学アムハースト校内にある ( 経済学部と密接に提携している ) 独立の組織である。( <http://www.oit.umass.edu/~peri/html/1/121.html> 2004/11/21アクセス )
- ( 2 ) Glickman, *op.cit.*, p.2.
- ( 3 ) Glickman, *op.cit.*, p.2.
- ( 4 ) Glickman, *op.cit.*, p.3.
- ( 5 ) Glickman, *op.cit.*, p.3 Brenner は、「生活賃金がニューディール社会契約の土台を形成した」と評価している。Brenner, *op.cit.*, pp.2-3.
- ( 6 ) Brenner, *op.cit.*, pp.2-3.
- ( 7 ) Glickman, *op.cit.*, p. .
- ( 8 ) Levin-Waldman, O.M., *The Political Economy of the Living Wage*, M.E.Sharpe, Inc., 2005, pp. 36-37.
- ( 9 ) 正確には4つのタイプがある。労使それぞれを代表する委員と中立委員から構成される審議会が最低賃金を決める、審議会方式 ( 日本やフランス )、法律で最低賃金額そのものを決める、法定方式 ( アメリカ )、一定の地域の特定の業種ないしは職種に

関して労働協約で締結された内容を協約当事者以外のアウトサイダーにも強制的に拡張適用する、労働協約拡張適用方式 ( ドイツ )、労働裁判所や労働委員会等の裁定によって賃金の最低限度を決めこれに法的拘束力を持たせる、労働裁判所方式 ( オーストラリア )。( 五中畑明 『新たな最低賃金制』日本労務研究会、1996年、357 - 358ページ )。

- ( 10 ) [http://www.epinet.org/content.cfm/issueguides\\_living\\_wage\\_livingwagefaq](http://www.epinet.org/content.cfm/issueguides_living_wage_livingwagefaq) ( 2005 / 01 / 02アクセス )
- ( 11 ) これに関しては、“ What Exactly Is a 'Living Wage' ”?, *BusinessWeek* /online , May 28, 2001 ( [http://www.businessweek.com/magazine/content/01\\_22/b3734106.htm](http://www.businessweek.com/magazine/content/01_22/b3734106.htm) (2004/11/08アクセス) ) およびステファニー・ルース / 荒谷幸江訳・編「アメリカにおける生活賃金運動 ( 上 ) ( 中 ) ( 下 ) 」『労働法律旬報』No.1522, No. 1524, No. 1526, 2002年を参照。他にも、Niedt, C. and etc., “The effects of the living wage in Boltimore”, Working Paper No.119 ( Economic Policy Institute ), 1999. ( <http://www.epinet.org/Workingpapers/BUILD.pdf> 2004/11/11アクセス ) 参照のこと。Luce の最近の著作として、Luce, S., *Fighting for a living Wage*, Cornell University Press, 2004がある。
- ( 12 ) 運動を支持する立場 ( the Economic Policy Institute ) からの Q & A ( [http://www.epinet.org/content.cfm/issueguides\\_livingwage\\_livingwagefaq](http://www.epinet.org/content.cfm/issueguides_livingwage_livingwagefaq) 2004/11/21アクセス ) および運動に反対する立場 ( The Employment Policies Institute ) からの Q & A ( [http://www.epionline.org/lw\\_faq.cfm](http://www.epionline.org/lw_faq.cfm) 2004/11/21アクセス ) 参照。
- ( 13 ) Steven Malanga, ' Living Wage' Is Socialism ( <http://daily.nysun.com/Repository/getFiles.asp?Style = OliveXLib:ArticleToMail&Type=text/html&Path=NYS/2003/01/30&ID=A:00700> 2004/11/07アクセス ) Steven Malanga はマンハッタン研究所のシティ・ジャーナルの編集責任者であり、この論文は2003年冬に公表されたものである。キャンペーンの「変質」については支持者からも語られている。もっとも「拡大」という意味であるが…。たとえば、Flavio Casoy, “The Argument for a Living Wage”, ( <http://www.yclusa.org/article/articleprint/1531/-1/292/> 2004/11/09アクセス ) を参照。
- ( 14 ) <http://www.acorn.org/> (2004/11/03アクセス)。
- ( 15 ) <http://www.livingwagecampaign.org/> (2004/11/03アクセス)
- ( 16 ) <http://www.livingwagecampaign.or/> (2004/11/13アクセス)
- ( 17 ) <http://www.epionline.org/> (2004/11/11アクセス)

- (18) <http://www.epionline.org/> (2004/11/11アクセス)
- (19) [http://www.epionline.org/lw\\_proposal.cfm?state=AllStates&sort=city](http://www.epionline.org/lw_proposal.cfm?state=AllStates&sort=city) (2005/07/10アクセス)
- (20) <http://www.universallivingwage.org/> (2005/07/08アクセス)
- (21) <http://www.laane.org/lw/legislation.html> (2004/11/11アクセス)
- (22) Lucille Whitney, "San Francisco approves living wage bill" (<http://www.pww.org/past-weeks-2000/S.F.%20Living%20wage%20bill.htm> 2004/11/10アクセス)。また下記のウェブも参照。<http://www.newrules.org/equity/wage.html> (2004/11/15 アクセス)
- (23) <http://www.hkklaw.com/livingwage/index.html> (2004/11/15アクセス)
- (24) <http://www.newrules.org/equity/santamonica.html> (2004/11/15アクセス)
- (25) <http://www.hcs.harvard.edu/~pslm/livingwage/portal.html> (2005/01/15アクセス)
- (26) この現象に焦点を合わせたのが、例えば、Figart, D.M( ed.) ,*Living Wage Movements:Global Perspectives*, Routledge, 2004である。
- (27) Figart(ed.)*op.cit.*,pp. 85-100.
- (28) Schenk, C.,*From Poverty Wage to a Living Wage*, O FL/FTO(<http://www.socialjustice.org/pdfs/povetylivingwage.pdf> 2004/11/08アクセス)。Center for Social Justice(<http://www.socialjustice.org/>) のウェブからダウンロード。
- (29) Schenk,*op.cit.*,p. 19.
- (30) Figart(ed.)*op.cit.*,pp. 101-121.また下記のウェブも参照 (<http://www.telcocitizens.org.uk/livingwage.html> 2005/07/13アクセス)
- (31) <http://www.unison.org.uk/acrobat/B507.pdf> (2004/11/19アクセス)
- (32) これには London Citizens の圧力もあった。この間の事情に関しては、This is London の記事(<http://www.thisislondon.co.uk/news/londonnews/articles/14598733?source=Evening%20Standard> 2004/11/19アクセス) や London Citizens のウェブ (<http://www.telcocitizens.org.uk/> 2004/11/19アクセス) を参照。
- (33) LivingWage/FAQs ([http://www.epionline.org/lw\\_faq.cfm](http://www.epionline.org/lw_faq.cfm) 2004/04/11/07アクセス)
- (34) [http://www.epionline.org/lw\\_proposal.cfm?state=AllStates&sort=city](http://www.epionline.org/lw_proposal.cfm?state=AllStates&sort=city) (2005/07/10アクセス)
- (35) Malanga, 'Living Wage' s Socialism 参照。
- (36) *Ibid.*
- (37) Horowitz,C.F. " Keeping the Poor Poor : The Dark Side of the Living Wage".*Policy Analysis*, No.493 (October 21, 2003) (<http://cato.org/pubs/pas/pa493.pdf> 2004/11/10アクセス)。Policy Analysis は Cato Institute の刊行物。The Cato Institute は、1977年に、個人の自由、小さな政府、自由市場、法至上主義 (rule of law) というアメリカ建国の精神を信奉するリパタリアン E . H . Grane によって創設された、Washington , DC に本部を置く研究機関である。
- (38) ここで、Horowitz が注目しているのは、*Wall Street Journal* ( June , 13, 2001 ) に掲載された " Just Wage " と題された記事である。
- (39) Neumark は上記以外に、フルタイムで年間通して働く労働者がいる 1 世帯に必要な額の賃金をめざしていることを挙げている。Neumark, "D., "Minimum wage and living wage", in Figart(ed.), *op.cit.*, p.171.
- (40) 彼が依拠しているのは、Employment Policies Institute (<http://www.epionline.org/>) が公開している資料 " The Minimum Wage Debate : Question & Answer " (1997年) である。ちなみに、EPI は、2004年に、ACORN を「攻撃」する論文を公表している ([http://www.epionline.org/study\\_detail.cfm?sid=78](http://www.epionline.org/study_detail.cfm?sid=78) 2004/12/05アクセス)。
- (41) *The Journal of Human Resources* には有益な論文が掲載されている。例えば Neumark が積極的に投稿している ( Neumark, D. and Adams,S., "Do Living Wage Ordinances Reduce Urban Poverty?" , *The Journal of Human Resources*,38-3,2003 ; Neumark, D., Schweitzer, M. and Wascher,W., "Minimum Wage Effects throughout the Wage Distribution", *The Journal of Human Resources*, 39-2, 2004) し、反対の立場からのそれに対する批判論文も掲載されている。また最低賃金を巡る議論も活発であり、例えば、最低賃金と雇用を巡る相対立する見解が、近年では、*The American Economic Review* , December , 2000に掲載されている。
- (42) Neumark,D.,*How Living Wage Laws Affect Low-Wage Workers and Low-Income Families*, Public Policy Institute of California,2002. pp. 132-133.
- (43) <http://bls.census.gov/cps/overmain.htm> (2004/12/05アクセス)
- (44) これに関しては下記の論文を参照のこと。有料でダウンロード可能。Neumark,D.sndAdams,S., "Do Living Wage Ordinances Reduce Urban Poverty?", NBER Working Paper No. w7606. Issued in March 2000 (<http://papers.nber.org/papers/W7606> 2004/11/11アクセス)
- (45) 逆に、Shapiro,J.M., "The Living Wage Debate" (<http://www.epionline.org/>)

- <http://www.aworldconnected.org/article.php/528.html> (2005/01/09アクセス) は、Neumark の研究成果が生活賃金（運動）擁護者の主張を裏付けるものとして利用されている事例のひとつである。
- (46) Public Policy Institute of California, Research Brief, March 2002 (<http://www.ppic.org/content/pubs/PB302DNRB.pdf> 2004/11/04アクセス)
- (47) Neumark, D., "Minimum wage and living wage", in Figart (ed.), *op.cit.*, pp. 182-184.
- (48) Flavio Casoy, "The Argument for a Living Wage" (<http://www.yclusa.org/article/articleprint/1531/-1/292/> 2004/12/05アクセス)
- (49) Brenner, M., Wicks-Lim, J. and Polloin, R., "Measuring the Impact of Living Wage Laws: A Critical Appraisal of David Neumark's How Living Wage Laws Affect Low-Wage Workers and Low-Income Families". このワーキングペーパーは、Political Economy Research Institute (PERI) のウェブから入手できる。 (<http://www.umass.edu/peri/> 2004/11/21アクセス)
- (50) Brenner, Wicks-Lim and Polloin, *op.cit.*, p.1.
- (51) Brenner, Wicks-Lim and Polloin, *op.cit.*, pp. 1-2.
- (52) Brenner, Wicks-Lim and Polloin, *op.cit.*, pp. 27-28.
- (53) 連邦の最低賃金は5.15ドル、カリフォルニア州の最低賃金は6.75ドル、ロサンゼルス市の生活賃金条例では7.72ドルである。Neumark, *Minimum wage and living wage*, p. 171
- (54) Figart (ed.), *Living Wage Movements: Global Perspectives*, Routledge, 2004には Brenner, M. や Neumark, D. の論文が掲載されている。Levin-Waldman は、Neumark の研究が「実証的」であることを評価しているが、CPS に依拠している点に触れて、CPS はそのような資料としては不相当であることを繰り返し指摘している (Levin-Waldman, O.M., *The Political Economy of the Living Wage*, M.E. Sharpe, Inc., 2005, pp. 12-13.)。また D. Card & A. Krueger も義務づけられた最低賃金額の評価をめぐって Neumark と対立している。たとえば、Card, D., Katz, L.F. and Krueger, A.B., "Comment on "Employment effects of minimum and subminimum wages: Panel data on state minimum wage laws," by David Neumark and William Wascher", *The Journal of Human Resources*, 47-3, 1994 及び Card, D. & Krueger, A., *Myth and Measurement. The New Economics of the Minimum Wage*, Princeton University Press, 1995 が著名である。 *Industrial and labor Relations Review*, 48-4, 1995には、*Myth and Measurement. The New Economics of the Minimum Wage* に対する「書評シンポジウム」が掲載されている。
- (55) Brenner, M., "Defining and Measuring Living Wages in a Global Context", 2002, p. 3. 以下のウェブからダウンロード (<http://wwwx.oit.umass.edu/~peri/html/all.html> 2005/01/06アクセス)
- (56) Brennan Center for Justice 掲載の Q & A ([http://www.brennancenter.org/programs/living\\_wage/index.html](http://www.brennancenter.org/programs/living_wage/index.html) 2004/11/11アクセス)
- (57) Gonsalves, S., "A Basic Right Living-Wage Jobs" (<http://www.commdreams.org/views03/0902-09.html> 2004/11/10アクセス)
- (58) <http://aspe.hhs.gov/poverty/figures-fed-reg.shtml> (2005/01/09アクセス)
- (59) <http://livingwagecampaign.org/index.php?id=1954> (2005/01/09アクセス)
- (60) [http://www.epi.org/content.cfm/datazone\\_fambud\\_budget](http://www.epi.org/content.cfm/datazone_fambud_budget) (2005/07/14アクセス)
- (61) <http://www.epinet.org/calcoutput.cfm?template=epibudcalc.YJWLua&title=Basic%20Family%20Budget%20Calculator> (2005/07/14アクセス)
- (62) 生計費を構成する項目として何がふさわしいのか、等を含む、ベーシックなファミリー予算 (basic family budget) の計算方法、過去の方法論の検討、に関しては、つぎの文献を参照のこと。Bernstein, J., Brocht, C. and Spade-Aguilar, M., *How much is enough? Basic Family Budgets for Working Families*, Economic Policy Institute, 2000.
- (63) *BusinessWeek*/online, May 28, 2001 有料でダウンロード可能。
- (64) 「市や州が労働者家族を守るため歩を進めなければならない」。Brennan Center for Justice のウェブ掲載の Q & A 参照。 ([http://www.brennancenter.org/programs/living\\_wage/index.html](http://www.brennancenter.org/programs/living_wage/index.html) 2004/11/11アクセス)
- (65) リバタリアニズムの立場から言えば、雇用者と被雇用者の間で合意 (契約) に達した賃金がフェアな賃金であり、法律でそれを律することは双方の自由の侵害である。
- (66) このことに関しては、Shapiro, J.M., "The Living Wage Debate" (<http://www.aworldconnected.org/article.php/528.html> 2005/01/09アクセス) で触れられている。
- (67) 例えば、つぎのような資料がある。Feingold, D., "Putting Faith in Labor", *Los Angeles Times*, Aug. 28, 1998. *Los Angeles Times* (<http://www.latimes.com/>) のアーカイブ・ページ (<http://pqasb.pqarchiver.com/latimes/search.html>) から有料ダウンロード (2004/12/27)。Figart, D.M., "Ethical foundations

- of the contemporary living wage movement", *International Journal of Social Economics*, Vol.28, No. 10/11/12, pp. 800-814.
- (68) 「生活賃金が支払われるジョブに就く権利」は W.Quigley によって提唱されている。Quigley, W., *Ending Poverty As We Know It*, Temple University Press, 2003参照。
- (69) たとえば、Common Dreams に掲載された論文 (<http://commondreams.org/2004/12/06>アクセス) を参照。Common Dreams は1997年に創立されたメイン州ポートランドに本部を置く全国レベルの非営利の市民組織。
- (70) Quigley, *op.cit.*, pp. 19-28.
- (71) Figart, "Ethical foundations of the contemporary living wage movement", p. 800.
- (72) ステファニー・ルース / 荒谷幸江訳・編「アメリカにおける生活賃金運動(下)」21ページ。
- (73) これに関しては多数の資料があるが、とりあえず挙げれば、Boushey, H. and et al., *Hardships in America: Real Story of Working Families*, Economic Policy Institute, 2003; Mishel, L., Bernstein, J. and Boushey, H., *The State of Working America 2002/2004*, Economic Policy Institute, 2003; Shipler, D., *The Working Poor: Invisible in America*, Alfred A. Knopf, 2004がある。